

三沢市長の交際費の支出及び公表に関する基準

(平成24年4月12日制定)

(平成26年4月18日改正)

(趣旨)

第1条 この基準は、市長の交際費（以下「交際費」という。）について、適正な執行と透明性の確保を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政について顕著な功績があったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

(執行範囲)

第3条 交際費として執行できる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 香典、供花、祝儀、記念品、賛助金等儀礼上必要とされる各種贈呈経費等
- (2) 儀礼上必要とされる行事、式典等各種催事に出席する場合の会費等

(支出基準)

第4条 前条の区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(公表)

第5条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとし、月毎に整理し、当月分を翌月市のホームページに掲載して公表する。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 件名又は内容
- (4) 支出金額

(支出基準の見直し)

第6条 交際費の執行範囲及び支出基準については、支出先、支出目的及び金額が市民感覚とかけ離れることのないよう、社会経済情勢の変化等を勘案し、適宜見直すものとする。

(雑則)

第7条 この基準の施行に関し必要なことは、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年4月12日から施行する。
(三沢市交際費等の支出に関する基準の廃止)
- 2 三沢市交際費等の支出に関する基準は、廃止する。

附 則 (平成26年4月18日)

この基準は、平成26年4月18日から施行する。

別表（第4条関係）

（平成26年4月18日一部改正）

項目	対象者等		執行基準額
香典	三沢市功労者等	本人	5千円以内
	市議会議員	本人	
		親族	
		元職	
	国会議員、県知事、副知事、県議会議員、他市町村長	本人	
		親族	
		元職	
関係機関、団体の長	本人		
市職員	本人		
供花	三沢市功労者等	本人	2万円以内
	市議会議員	本人	
		親族	
		元職	
	国会議員、県知事、副知事、県議会議員、他市町村長	本人	
		親族	
		元職	
	関係機関、団体の長	本人	
市職員	本人		
慰霊祭等			
会費	懇談会、総会等	会費制	会費として定められた額
祝儀	懇談会、総会等	会費制以外	5千円以内を原則とする。ただし、この額により難しい場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額とすることができる。
	落成式、記念式典等		1万円以内を原則とする。ただし、この額により難しい場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額とすることができる。
記念品	市に関連が深く、市政推進のため特に必要があると認める場合		1万円以内
賛助金			3万円以内
その他	上記以外に市政推進のため特に必要があると認める場合		内容から類推してその都度判断する。

備考

- (1) 「親族」とは、本人の配偶者及び子並びに父及び母をいう。
- (2) 別に消費税（地方消費税を含む。）が課されるものにあつては、表中の執行基準額に、当該額に消費税率（地方消費税率を含む。）を乗じて得た額を加えた額を執行基準額とする。